最終更新日：2016年7月27日

株式会社 共立メンテナンス
代表取締役社長 佐藤　充孝
問合せ先：総務部 TEL：03-5295-7854
証券コード：9616
http://www.kyoritsugroup.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来顧客第一を経営理念として、ライフステージの様々な場面でのサービスの提供を通じて広く社会の発展に寄与することを経営方針としております。また、永続的発展と長期的な株主利益の最大化を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考え、経営の意思決定の迅速化、経営の監督機能の強化、説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示等を行っており、透明性、健全性等を確保することが重要な経営課題であると認識しております。
また、当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営情報会議、コンプライアンス委員会、グループ経営情報交換会を設置しております。
当社の業務執行・監督の仕組みの概要は、巻末「模式図」をご覧下さい。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
≪政策保有に関する方針≫
　当社では、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合、基本的には当社グループ各事業の取引先企業の株式を対象に、関係強化を目的として保有しております。
　期末時点での株式保有状況は、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の通りでございます。
（有価証券報告書http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/2016_yuka.pdf）

≪議決権行使の基準≫
　当社では、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
　当社は、関連当事者間の取引につきまして、事業年度終了後に、常勤（社内）監査等委員および社外監査等委員が、取締役の職務執行状況についてヒアリングを実施しております。その中で、関連当事者間の取引についてもヒアリングを行うことにより、監督をしております。
　関連当事者間の取引に係る承認に際しましては、必要に応じて取締役会で当事者を除いた取締役で協議し、決議を行うこととしております。また、議論の場においては社外取締役の意見を尊重することとしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
≪(i)　経営理念、経営戦略、経営計画≫
当社の経営理念は、「顧客第一を会社の心とする」、経営方針は「食と住のサービスを通じ、広く社会の発展に貢献する」です。
経営理念および経営方針につきましては、株主総会招集ご通知添付の事業報告にて業務運営の基本方針として開示し、ホームページの「経営方針」にて経営理念に基づく取組みを紹介しております。
経営戦略、経営計画につきましては、中期経営計画「共立フルアクセル・プラン」としてホームページで開示するとともに、決算説明会等IR活動の一環として説明をしております。
（株主総会招集通知http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/37_document.pdf）
（ホームページhttp://www.kyoritsugroup.co.jp/）
（中期経営計画http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/midterm.pdf）

≪(ii)　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針≫
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております通り、永続的発展と長期的な株主利益の最大化を目指し、コーポレートガバナンス体制を整備し、経営の意思決定の迅速化、経営の監督の強化、説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示等により透明性、健全性等の確保に努めております。
（有価証券報告書http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/2016_yuka.pdf）

≪(iii)　経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続≫
　当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、基本報酬および役員賞与で構成しております。
　基本報酬は、在任役職および事業貢献度合いに応じた職位給と、業績に応じて決定する業績給で構成しており、毎年、事業成績、会社経営への貢献度合い等について個別評価を行った上で、決定いたします。
　役員賞与は、業績連動型の報酬として、担当部門の事業成績が主要な決定要因となっております。
　更に、退職慰労金相当額を役員賞与に上乗せ支給し、当該資金による当社株式の購入を制度として実施しております。
　個別の報酬額の決定手続きにつきましては、上記の方針を、社外取締役を含む取締役会で承認を受け、経営陣幹部に一任し決定しております。

≪(iv)　経営陣幹部の選任、取締役・監査等委員の指名方針と手続≫
　当社では、経営陣幹部の選任と社内取締役候補の指名にあたっては、担当事業に関する豊富な知識と経験を有し、担当事業ならびに会社の経営への貢献度が高く、取締役としての職務を全うし、企業価値の向上に資する人材を選定する方針としております。
　手続につきましては、方針に適合する人材を経営陣幹部が新任取締役候補者として推薦し、取締役会で協議の上、株主総会へ議案として付

議、決定いたします。
　監査等委員・社外取締役候補の指名にあたっては、様々な分野で専門性の高い知識のほか幅広い経験と見識を持ち、取締役会等で積極的に助言をいただける人材を選定する方針としております。

≪(v) 経営陣幹部の選任、取締役・監査等委員の個々の指名理由≫
　経営陣幹部の選任と取締役候補(監査等委員である取締役を除く)の個々の選任・指名についての説明につきましては、株主総会招集ご通知添付の参考書類にて、社内での経歴を記載しております。
　監査等委員の個別の選任理由につきましては、2015年の株主総会招集ご通知に記載しております。
(2015年株主総会招集通知http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2015/36_document.pdf)
(2016年株主総会招集通知http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/37_document.pdf)

【原則4-1 取締役の役割・責務(1)】
≪補充原則4-1-1 取締役への業務執行の委任≫
　当社では、重要な業務執行の取締役への委任につきましては、重要な資産の購入・売却、多額の借入等迅速な経営判断が必要で、タイミングが重要な個別案件について委任することとしております。
　具体的に委任する案件につきましては、取締役会で方針を決定し、委任の範囲、委任の期間等の条件を付した上で、経営陣幹部へ委任することとしております。
　また、取締役会は、委任を受けた取締役から委任事項の遂行結果や遂行状況の報告を求め監督することとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
　当社では、監査等委員である取締役3名中2名が社外取締役であります。いずれも銀行、証券業界での経験が長く、広い知識と見識を持ち、且つ監査等委員としての役割を十分に果たしうる人材を選任し、独立役員として届け出しております。
　また、現時点では、現状の意思決定の枠組みが有効に機能しているため、社外取締役が3分の1以上必要とは考えておりません。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役の選定にあたっては、東京証券取引所における独立性基準に準拠しております。
また、独立社外取締役は、様々な分野で専門性の高い知識のほか幅広い経験と見識を持ち、取締役会等で積極的な助言が期待できる人物を選定する方針としており、現在の独立社外取締役は、銀行、証券業界での経験が長く、広い知識と見識を持ち、積極的に助言をしていただいております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
≪補充原則4-11-1 取締役会全体のバランスと多様性および規模に関する考え方≫
　当社では、取締役会全体として知識・経験・能力のバランス、多様性および適正な規模の確保が重要と考え、取締役を選任しております。
当社の取締役会は、各取締役ともに高い専門性を有し、全体として知識・経験・能力のバランスと多様性が確保された体制となっております。
加えて、社外取締役には、広い知識と見識を持つ人材を選任することにより、さらに多様性を確保する体制としております。

≪補充原則4-11-2 取締役・監査等委員の兼任状況≫
　当社では、取締役の兼任状況について、株主総会招集ご通知添付の参考書類にて毎年開示しております。
　また、社外取締役を含む取締役の取締役会への出席率は高く、且つ活発な発言、質疑応答、議論がなされていることから、兼任社数は合理的な範囲内にあり、取締役は適切に役割・責務を果たしていると評価しております。
(株主総会招集通知http://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/pdf/library/2016/37_document.pdf)

≪補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価≫
　当社の取締役会の実効性の評価につきましては、取締役の取締役会への出席率は高く、社外取締役を含む取締役により、活発な発言、質疑応答、議論がなされており、充分に実効性が確保されていると考えております。

【原則4-14 取締役・監査等委員のトレーニング】
≪補充原則4-14-2 トレーニングの方針≫
　当社では、監査等委員を含む取締役に対し、知識の向上を図るため、就任時に外部研修を受けるとともに、就任後も法改正に対応する外部専門家による勉強会を開催するなど知識習得の機会を提供することとしております。
　また、各事業部門に必要な知識習得のため、適宜外部セミナー等への参加を推奨しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
　当社では、株主との建設的な対話促進のため、IR担当として、責任者としてのグループ管理部門担当副社長および経営企画本部長の2名の取締役と、1名の担当部長を選任し、株主総会はもとより、決算説明会、国内・海外投資家へのIR、IRフェスタへの参加等、積極的に取り組む方針としております。

【補充原則5-1-1 対話対応者の基本】
　当社では、決算説明会等はIR担当取締役が対応していますが、個別の面談要請に対してはIR担当部長が対応し、状況に応じてIR担当取締役が対応する方針としております。

【補充原則5-1-2】
≪(i) 建設的な対話の実現に資する人材の指名≫
　当社では、IR担当として、対話の実現に目配りのできる人材を指名すべきとの観点から、責任者としてのグループ管理部門担当副社長および経営企画本部長の2名の取締役と、1名の担当部長を選任しております。

≪(ii) 対話を補助する部門の連携≫
　当社のIR担当取締役の責任者は、経営管理部、IR担当、人事部、総務部、財務部、経理部、リスクマネジメント室等管理部門のすべてを統括するグループ管理部門担当副社長であり、IR活動にあたっては、各部署が協力する体制としております。

≪(iii) 対話の手段充実への取り組み≫
　当社では、決算説明会、国内・海外投資家へのIR、IRフェスタへの参加のほか、ホームページへのマンスリーレポート掲載等により、株主との対話に積極的に取り組んでおります。
　また、当社の株主総会では、個人株主を中心に1，000名弱の株主に出席いただき、活発な質疑応答が行われております。
(マンスリーレポートhttp://www.kyoritsugroup.co.jp/ir/monthly.html)

≪(iv) 対話内容のフィードバック≫
　当社では、IR担当取締役、IR担当部長による株主との対話の内容について、社長等経営陣幹部へフィードバックを行うなど、情報を共有する体制としております。

また、必要に応じて取締役会への報告をすることとしております。

≪(v)　インサイダー情報の管理≫
　当社では、重要な情報の提供にあたっては、インサイダー情報管理の観点から、情報提供の可否について、必要に応じ顧問弁護士の意見を聞くなど、慎重な対応を取るとともに、IRの場へ臨む都度、情報漏えいに注意を払うべくリマインドをしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マイルストーン	2,121,400	10.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,128,500	5.83
一般財団法人共立国際交流奨学財団	1,017,600	5.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	636,200	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	615,700	3.18
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	562,400	2.90
石塚晴久	526,492	2.72
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	432,586	2.23
J. P.　MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A.　380578	397,100	2.05
株式会社三井住友銀行	396,360	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
元木　恭三	他の会社の出身者											○
宮城　利章	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元木　恭三	○	○	当社は元木監査等委員を独立役員として認定しております。	金融界で長年にわたり実務及び経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
宮城　利章	○	○	当社は宮城監査等委員を独立役員として認定しております。	証券業界で長年にわたり実務及び経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、常勤監査等委員を選定し、さらに内部統制関連部署との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社を採用しておりますが、監査等委員3名（うち2名は社外監査等委員）を選任し監査等委員会を実施し、監査等委員は取締役会等に出席し、活発な意見を述べ、経営監視機能の強化に取り組んでおります。
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査業務の専門性、独立性に配慮し、監査等委員と協議してスタッフを配置します。なお、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒の決定には監査等委員の同意を得るものとします。
取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、監査等委員に報告するものとします。
監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会等に出席するとともに、決裁書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが出来ます。
代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部統制関連部署及び会計監査人と連携をとり、効果的な監査業務の遂行を図ります。
内部監査体制については、本社監査員を内部統制関連部署に配し、業務執行がコンプライアンスに適応して関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているかを監査等委員と連携し監査しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

招集ご通知では、平成28年３月期で取締役の年間報酬額が669百万円、監査等委員の年間報酬額が20百万円、監査役の年間報酬額が４百万円と記載しております。
有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が１億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っております。
招集ご通知及び有価証券報告書は、当社ホームページに記載しております。

【個別報酬】

氏名	報酬総額	基本報酬	賞与
石塚晴久	162百万円	72百万円	89百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法に関する方針は、平成27年６月25日開催の第36回定時株主総会決議によるものであります。
その内容は、経済状況の変化、その他諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を「年額800百万円以内」また監査等委員である取締役は「年額70百万円以内」であり、業績によって社内の基準に基づきこれを決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員含む）の専従スタッフは配置していませんが、内部監査室がサポートを行っております。
社外取締役（監査等委員含む）に対しては、事前に取締役会資料を配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行につきましては、取締役会・グループ経営情報交換会の毎月の開催により、グループ全体の経営方針を確認しており、同時にグループ全体のスピーディーな経営判断が必要とされることから経営情報会議を設置しております。また、執行役員制度を導入し迅速な経営執行体制を整えております。
経営の監督につきましては、当社では監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員は取締役会等の重要な会議への出席を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
また、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき内部統制の仕組みの強化、充実に努めており、内部統制部門において組織内部の違法行為や不正、ミスやエラーなどの発生を防止するために組織が健全かつ有効的、効率的に運営されるよう予め定められた業務基準及び手続きに基づいて管理、監視及び保証を行うシステム・体制の強化を図っております。
コンプライアンスへの取組につきましては、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会事務局を中心にレベルアップを図っております。
リスク対応につきましては、リスク管理をコンプライアンス委員会の分掌として規定し、不測の事態への迅速な対応を図っております。
IR活動として定期的な決算説明会以外に月次の売上高などを掲載したマンスリーレポートや四半期決算の開示を実施しております。またIR担当取締役及びIR担当部長において投資家に向けての積極的な企業説明会を実施し、さらに招集ご通知のWEB開示早期化、当社ホームページを通じての財務情報の提供など情報開示に努めております。
なお、会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当社からは必要な情報・データが提供され期末監査のみならず、グループ会社を含め期中にも適宜監査が実施され財務諸表の信頼性を確認しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は櫻井均、板谷秀穂の２名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他25名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えているため、当該体制を採用しています。
当社では、取締役による相互監視に加えて、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員による監査により経営の監視及び監督の実効性を確保しております。
また、客観的・中立的なコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役（監査等委員）を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性向上のため、平成18年6月の定時株主総会より実施しております。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人の株主様にも内容をご理解いただきやすいように、平成28年6月の定時株主総会より実施しております。
その他	招集ご通知を発送1週間以上前に東京証券取引所へ開示、及び当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算後の年2回実施しており、その模様をホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算説明会の資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部経営管理部がIRを担当し、グループ管理部門担当役員が統括しております。	
その他	当社グループの月次売上高等の情報を掲載した「マンスリーレポート」をホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針

当社の内部統制システムの整備状況といたしましては、コンプライアンス体制の監視、統制をするコンプライアンス委員会を設置しております。
また、当社グループとして、企業倫理意識等の向上、法令遵守のため、当社が制定した「経営理念」「行動指針」「経営方針」「企業経営の三原則」「稟議案件 決裁者 心得」の浸透を図っております。また、顧問弁護士には、必要に応じて企業活動上の法律問題についてのアドバイスを受けております。
会計監査人には、正確な経営情報を提供するなど、公正な立場から監査を実施される環境を整えており、四半期・期末監査のほか、重要な会計課題について適切な助言を得ています。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進体制を構築しております。
(2)当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置しております。コンプライアンス委員会事務局はリスクマネジメント室が担当しております。
(2)コンプライアンスの推進については、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・ポリシーを定め、全役職員に徹底を図ります。全役職員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう研修等を通じ指導しております。
(4)法令遵守上の疑義ある行為等について、社員が直接通報を行う手段を確保するため、内部通報窓口、外部の方々から直接通報をお受けする外部通報窓口を設置しております。会社は、通報内容を秘守して、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社は、取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに業務執行が効率的に行われるよう監督しております。
(2)当社は、複数の事業本部が事業領域を分担して経営を行う事業本部制を採用しております。
(3)事業本部長は、「決裁権限規程」等に基づき付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき効率的な経営を行います。

4. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1)法令・社内規程に基づき、担当職務に従い適切に文章等の保存・管理をいたします。
(2)情報の管理については「情報セキュリティ基本規程」及び「情報セキュリティ対策規程」、「個人情報保護に関する基本規程」に基づき対応いたします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループでは、コンプライアンス規程に基づき、各グループ会社の代表取締役社長を各グループ会社のコンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス体制を構築しております。
(2)グループ経営情報交換会において、当社グループのコンプライアンス推進について協議、周知徹底を図ります。
(3)当社では、内部通報窓口を設置していますが、その範囲をグループ会社全体といたします。
(4)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要な意思決定についての事前協議を行います。

6. リスク管理体制の整備の状況

(1)当社は、コンプライアンス規程により、リスク管理をコンプライアンス委員会の分掌として規定しております。
(2)当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置しております。コンプライアンス委員会事務局はリスクマネジメント室が担当しております。
(3)当社は、リスク管理基本規程、危機管理基本規程に基づき、リスクへの取組みを管理し、リスクに対する予防を図るとともに、リスク発生時におけるリスクの最小化を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による経営活動への関与の防止、当該反社会的勢力による被害を防止するために当該反社会的勢力とは断固対決し、関係を持たないことを、全ての役職員に周知徹底しています。
また、総務部にて、警察、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び顧問弁護士等の外部機関と連携して、社内体制の整備や情報収集、管理及び研修等を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制

